

2020年4月17日

## 新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言（4月7日）を踏まえた対応活動方針について

一般社団法人兵庫県社会福祉士会  
会長 岡本 和久

新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、オーバーシュート（爆発的感染者拡大）を回避するため、日本政府は4月7日に新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言を、兵庫県を含む7都府県に対し発令し、4月8日より実施された。

これを受け、兵庫県においても、4月8日より5月6日までの1か月間、外出自粛やイベント、集会等について自粛することが強く求められるとともに、大学や事業者等に対して休業要請がなされるに至った。

については、これらの状況を踏まえ、兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という）においても会員および県民に対する感染防止に協力する必要があることから、本会の各種活動について、当面の間、以下のように対応することとする。

### ◎基本的な考え方

本会は毎年多くの研修等を社会福祉士等へ提供している。しかし、現在の状況は例年通りに研修等を開催できる状況にはない。感染拡大の状況は時々刻々と変化している。

本会においては感染者の増加をピークアウトさせるために、本会が開催する研修・イベント・会議での人と人との接触機会を削減させる。

また、私たち社会福祉士がこの状況の中、求められる行動の指針として、日本社会福祉士会「新型コロナウイルス感染症に対する社会的弱者への支援について」が示されている。これに基づいて実践することが求められるので参照されたい。

[https://www.jacsw.or.jp/05\\_seisakuteigen/files/020/0200401.pdf](https://www.jacsw.or.jp/05_seisakuteigen/files/020/0200401.pdf)

### 1. 各種研修、地区ブロック総会、イベント等について

4月16日～6月30日までの期間に本会が主催する各種研修（基礎研修、各委員会主催研修、ばあとなあ主催研修、地区ブロック主催研修等）、地区ブロック総会、イベント等については、原則として7月以降へ延期または中止する。

ただし、延期または中止することが困難な研修等については、理事会ととの協議の上、必要な感染対策（社会的距離の確保、換気、咳エチケット、消毒液の配置等）を講じた上で、必要最小限度の時間で行うこととする。

(具体的な措置)

基礎研修は、5月開講をから7月に延期して開催する開始時期を遅らせて開講する。

スーパービジョンは、必要な感染対策（社会的距離の確保、換気、咳エチケット、消毒液の配置等）を講じた上で行う。（ただし、初回は直接面談が必要だが、2回目以降は Skype や Zoom によるスーパービジョンが認められているので、代替方法として検討・実施する）

(中止・延期する主な研修・行事)

4月19日に予定している合格祝賀会（4月19日・中止）は中止する。

5月～6月に予定している各地区ブロック総会（5～6月。集合形式は中止。書面表決とする）は、原則として書面評決とし、集合形式による総会は中止する。また、

5か年計画づくりのためのワークショップ（各地区ブロック総会での実施・中止）は中止する。

6月11日に予定しているぱあとなあ全体会および成年後見人養成研修（6月11日・延期）は中止する。

7月12日に予定しているソーシャルワーカーデー（7月12日・中止）は中止する。

11月に予定している兵庫社会福祉セミナー（11月。次年度に延期）は2021年度に延期する。その他、飲食を伴うイベントや懇親会は中止。は中止する。

2. 決算総会および新入会者向けイベント「はじめのいっぽ」について

6月27日に予定している決算総会は、記念講演を中止し、決算総会のみ短時間で行う。ただし、緊急事態宣言が継続している場合もしくは、継続している可能性が高いと判断される場合は、決算総会を書面表決で行う。また、新入会者向けイベント「はじめのいっぽ」は中止する。

3. 理事会および理事委員長会議について

5月16日に予定している理事会については、集合せず、ZoomOOM等による遠隔会議にて実施開催する。

また、5月16日に予定している理事委員長会議については、中止する。

に6月27日に予定している理事会については、開催する

(状況によっては Zoom 等による遠隔会議を実施)。

4. 各委員会、地区ブロック役員会等の会議について

4月16日～6月30日に予定している各委員会、地区ブロック役員会等の会議については、原則として7月以降へ延期または中止する。（意思決定を急ぐ場合は、メーリングリストでの意思決定や ZoomOOM 等による遠隔会議を企画実施する）。

ただし、緊急事態宣言の発令が解除された場合においても、収束するまでは出来る限り Zoom 等による遠隔会議を実施すること。は、各委員会および地区ブロックの判断により、集合する会議が必要な場合は、必要な感染対策（社会的距離の確保、換気、咳エチケット、消毒液の配置、時間短縮等）を講じた上で、会議を開催することができる。

#### 5. 受託事業について

各種の受託事業については、遅滞が生じないよう、受託事業を適正に遂行する。

ただし、研修等の場合は、緊急事態宣言発令期間中は実施できないことから、委託元と十分に協議し、必要な感染対策（社会的距離の確保、換気、咳エチケット、消毒液の配置等）を講じた上で、適正な時期に変更して実施する。

#### 6. 事務局勤務体制について

緊急事態宣言発令期間中（4月16日～5月6日）は、本会は業務に支障が生じない範囲で、職員（非常勤職員を含む）に対し、時差出勤または有給休暇（特別休暇を含む）の取得を推奨し、通勤時間帯の緩和や自宅等での外出自粛に協力する。

#### 7. こうのとり通信について

2020年夏号（7月発行）について、7月以降の研修開催について見通しを立てることができない状況にある。このため、2020年夏号は8月に発行を延期とする。

また、随時更新ができるホームページに掲載情報を掲載し、開催の可否について変更があればその都度更新する。ホームページの研修情報掲載通知は、メーリングリストならびに Facebook 等の SNS にて行う。

#### 7. 8. その他

その他、必要な対応については、すみやかに理事会で協議・決定する。